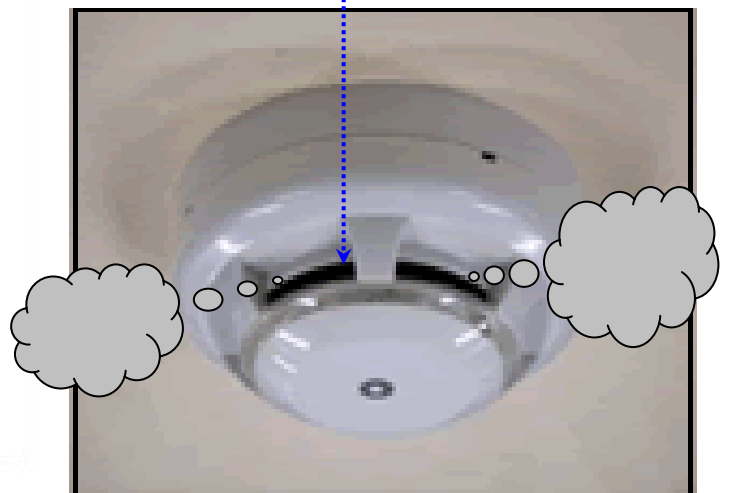


住宅用火災警報器設置開始

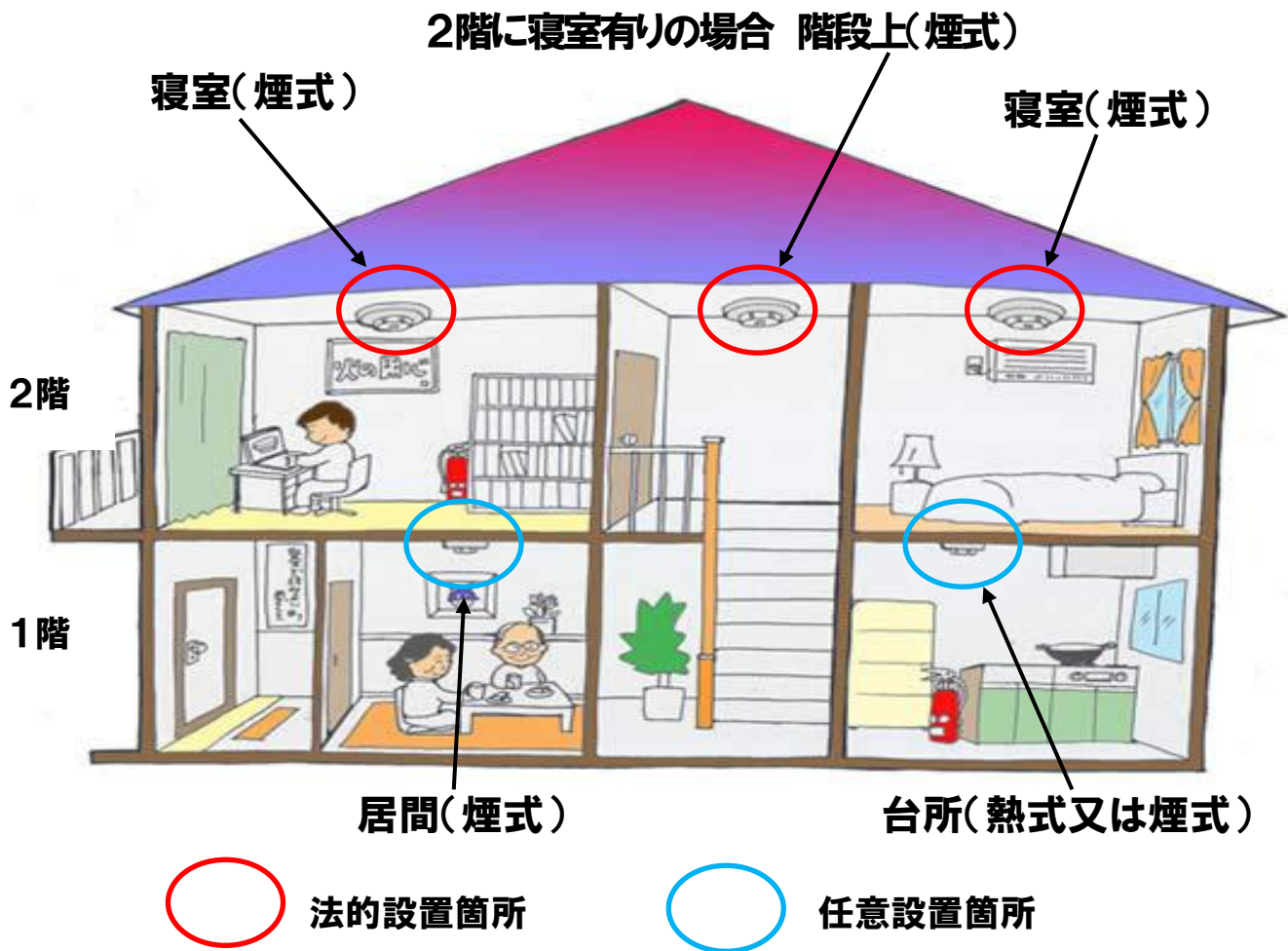


あなたの家の寝室には
住宅用火災警報器が
設置されていますか？
平成23年6月1日より
設置が**義務化**されました。
未設置は、消防法令の**違反**になります。
設置はお早めに！

煙がはいる場所



○設置場所



悪質業者による悪質販売には注意！！



消防署では一般のご家庭に住宅用火災警報器を販売することは有りません。

異常に高い値段のものを売りつけられないように注意しましょう。

☆お問い合わせ先☆

鳥取中部ふるさと広域連合 消防局 予防課 予防係	☎26-7183
倉吉消防署	☎26-2122
西倉吉消防署	☎28-2110
羽合消防署	☎35-2713
東伯消防署	☎52-3346